

平成 29 年度病床整備事前協議の実施について

1 「病床整備事前協議」の趣旨と性格

- (1) 病院（20 床以上）や有床診療所（19 床以下）の病床については、いわゆる「病床規制」の考え方の中で、神奈川県が「保健医療計画」の中で定める「基準病床数」を超えない範囲で整備を行うものとされており、横浜市においても、基準病床数の範囲内で、効果的・効率的な医療提供が行われるよう病床の整備を図ることで、市民に必要な医療が確保されるよう努めています。
- (2) 病院や有床診療所の開設（増床を含む。）に当たっては、医療法に基づく許可が必要となりますが、本県では、神奈川県保健医療計画との整合性を図りつつ、必要な病床機能の整備を効果的・効率的に推進するため、開設許可申請の受理に先駆けて、開設（予定）者との事前の協議を行っています。
この中で、開設（予定）者に対して必要な行政指導等を行うものが、「病床整備事前協議」です。
- (3) 地域の病床整備の方針は、地域医療構想の推進と密接に関わりあっており、病床整備事前協議の実施にあたっては、地域医療構想調整会議の協議事項である 医療機関の役割分担や病床機能報告制度の情報等の内容を踏まえる必要があるため、地域医療構想調整会議で意見を聴取することと神奈川県医療審議会で定められました。
- (4) 横浜市長 は、調整会議で聴取した意見を踏まえて、横浜市保健医療協議会の意見を聴き、病床整備事前協議を行うか否かについての決定及び行う場合は事業計画の審査を行います。

2 横浜市の二次保健医療圏別病床整備状況（平成 29 年度）

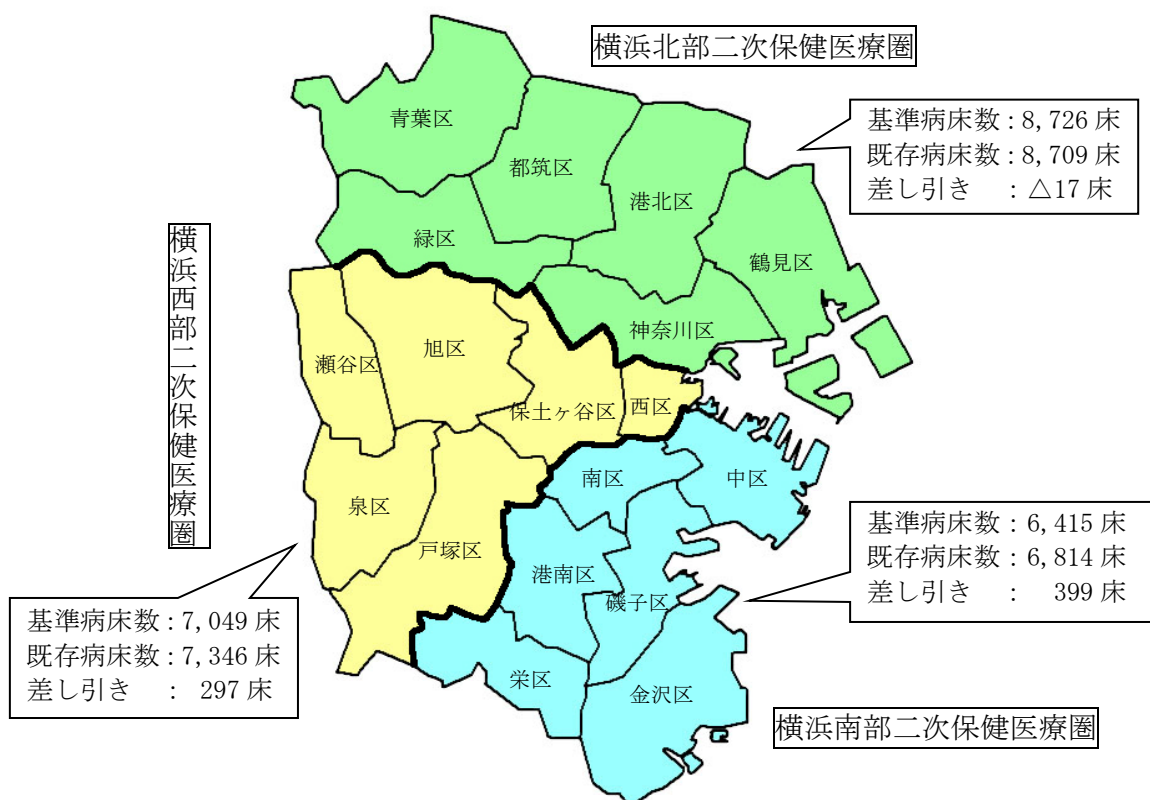
神奈川県が基準病床数と既存病床数との差を算出した結果、平成 29 年 3 月 31 日現在で、横浜北部二次保健医療圏で、既存病床数が基準病床数を下回っていることが確認されました。

神奈川県の調査による市内二次保健医療圏の基準病床数と既存病床数

平成 29 年 3 月末日現在

二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B	差し引き B - A
横浜北部	8, 7 2 6	8, 7 0 9	<u>△ 1 7</u>
横浜西部	7, 0 4 9	7, 3 4 6	2 9 7
横浜南部	6, 4 1 5	6, 8 1 4	3 9 9
合 計	2 2, 1 9 0	2 2, 8 6 9	6 7 9

(注) 既存病床数には前年度までの事前協議終了分（配分済み病床数）を含む。



3 平成29年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方

平成29年度については、次の理由により 病床整備事前協議を実施しない こととします。

(理 由)

- (1) 今回の基準病床数と既存病床数の差（不足病床数）は、横浜市の3保健医療圏のうち横浜北部二次保健医療圏で17床のみであり、まとまった規模の整備が可能な程度には達していない。

少ない病床数での病床整備事前協議を繰り返し行った場合、病棟単位や病院単位での整備機会が失われ、効果的な病床整備及び病床機能の発揮が期待できないと考えられる。

- (2) 「地域医療構想を踏まえた病床整備の基本的な考え方等について」（平成29年7月5日 神奈川県保健医療部医療課）において、神奈川県地域医療構想に示された地域の課題等を考慮して進めることとされている。

横浜地域で不足する回復期・慢性期等の病床機能の整備については、今後の地域医療構想調整会議での議論の状況を踏まえ、次年度以降から計画的に行っていくことが望ましいと考えられる。

《病床整備事前協議においてこれまでに配分した病床数》

	横浜北部	横浜西部	横浜南部	合 計
18年度	163床	232床		395床
19年度	79床	27床		106床
20年度	50床		246床	296床
21年度	31床		165床	196床
22年度	<i>病床整備事前協議の実施なし</i>			
	<u>15床</u>		<u>8床</u>	<u>23床</u>
23年度	79床		72床	151床
24年度	<i>病床整備事前協議の実施なし</i>			
	<u>26床</u>		<u>28床</u>	<u>54床</u>
25年度	482床			482床
26年度	<i>病床整備事前協議の実施なし</i>			
	<u>10床</u>			<u>10床</u>
27年度	123床			123床
28年度	<i>病床整備事前協議の実施なし</i>			
合計	1,007床	259床	483床	1,749床

※H22, 24, 26年度は不足病床数が発生したが配分を実施していない。